

日本映画テレビ照明協会会則

第 1 章 名称・目的

- 第 1 条 本会は日本映画テレビ照明協会という。事務所（以下本部と呼ぶ）を東京都新宿区西新宿 6-12-30 芸能花伝舎 3-6 に置く。
- 第 2 条 本会は主として、映像照明に携わる照明技術者及び関連者を以って構成する。
- 第 3 条 本会は、照明技術の前進と社会的地位ならびに生活の向上および会員相互の親睦を図り映像文化の発展に寄与する。
- 第 4 条 本会はこの目的を達成するため、次の活動を行う。
- ① 技術研究及び教育・伝承
 - ② 照明技術賞・協会賞・伊藤幸夫賞その他の表彰
 - ③ 協会誌・会報その他の出版
 - ④ 会員の共済及び交流
 - ⑤ 関係団体との交流
 - ⑥ その他目的達成に必要と認められる活動

第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会は第 2 条に定める照明技術者及び関連者を以って正会員とする。
- 第 6 条 本会の目的に賛同し、維持に協力する法人、団体を以って維持会員とする。
- 第 7 条 本会の目的に賛同し、活動に助力する個人を以って賛助会員とする。
- 第 8 条 本会の活動および照明技術の発展に特に功労のあった正会員で役員会が推薦し総会に於いて承認された個人を顧問、常任顧問とする。なお、顧問、常任顧問に対して本会は助言を求めることがある。
- 第 9 条 （名誉会員の名称を廃止したため、第 9 条は削除した。）
- 第 10 条 会員の入会手続き、会費の規定は別に定める。
- 第 11 条 本会員に次の行為があったときは審査委員会を設け役員会の承認を得て除名することができる。
- ① 本会の名誉を著しく傷つけたとき。
 - ② 本会の活動を妨げる行為があったとき。
 - ③ 会費の滞納が長期にわたり、その催告に応じないとき。

第 3 章 会 議

第 12 条 本会の会議は総会、三役会、役員会とする。

第 13 条 総会は定期総会、臨時総会とする。

- ① 定期総会 毎年会計年度終了後 2 カ月以内に開催する。
- ② 臨時総会 役員会が必要と認めたとき、または会員の 10 分の 1 以上の要求があったときに開くことができる。

第 14 条 総会における決議事項は次の通りとする。

- ① 経過報告
- ② 運動方針
- ③ 予算および決算
- ④ 役員承認
- ⑤ その他必要と認める事項

第 15 条 総会は、正会員の過半数以上（委任を含む）の出席を以って成立し第 49 条第 54 条に定める条項以外の議事は出席者の過半数以上の賛同により決定する。可否同数は議長採決とする。

第 16 条 役員会は総会までの決議機関とし、諸問題の審議に当る。

第 4 章 役 員

第 17 条 本会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1 名
- ② 副 会 長 若干名
- ③ 事務局長 1 名
- ④ 事務局次長 若干名
- ⑤ 理 事 若干名
- ⑥ 会計監査 2 名
- ⑦ 名誉会長 1 名

第 18 条 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計監査、理事、名誉会長の選出は役員会が推薦し、総会の承認を得て決定する。

第 19 条 役員の任期は 2 年とし留任は妨げない。また役員に欠員が生じたときは役員会が後任者を決定する。任期は前任者の残期間とする。

第 20 条 役員の分掌を次の通りとする。

- ① 会 長 本会を代表し会務を統轄する。
- ② 副 会 長 会長を補佐し日常会務を掌る。
- ③ 事 務 局 長 事務局を統轄し会務を掌る。

- ④ 事務局次長 事務局長を補佐し日常会務を掌る。
- ⑤ 理事 総務、経理、技術、出版、文化等各部を分掌する。
- ⑥ 会計監査 本会の経理を監査し役員会に出席して経理に対する意見を述べることができる。
- ⑦ 名誉会長 名誉会長とは会長経験者をいう。職務は会長の相談に応じ協会運営の全体を補佐する。

第5章 組織運営

1. 本部

- 第21条 本会の会務を円滑に遂行するため独立した事務所を置き本部とする。
- 第22条 三役会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長を以って構成する。三役会は必要に応じて随時開催する。
- 第23条 役員会は三役と理事を以って構成する。役員会は毎月1回開催を原則とする。
- 第24条 本会には事務局、経理および次の部を設置、主な業務は次の通りとする。
 - ① 事務局 各会議の開催連絡、対外接渉、表彰関係、会報作成、日常会務。
 - ② 経理部 収支予算・決算、出納管理。
 - ③ 総務部 会員管理、広報。
 - ④ 技術部 照明技術賞選定、技術教育、名画鑑賞、技術討論会。
 - ⑤ 出版部 原稿依頼、編集、広告募集による「映像照明」の発行。
 - ⑥ 文化部 照明技術賞表彰式、授賞パーティ、親睦会の企画実施。
 - ⑦ 広報部 ホームページの管理、協会のイベントや行事内容の周知。
- 第25条 支部長会議は必要に応じ開催する。
- 第26条 専門委員会、顧問会、維持・賛助会員懇談会は必要に応じ開催する。
- 第27条 事務局に専従者を置くことができる。その雇用、任免、給与等は三役会で協議し、役員会の承認を得る。
- 第28条 事務局の日常業務、運営の細則は別に定める。

2. 支部

- 第29条 本会が必要と認めた地域、または企業を単位に支部を置く。但し支部の設置は正会員10名以上により組織するを原則とする。
- 第30条 支部は当該支部正会員中より正・副支部長を選出し、本部に報告する。
- 第31条 支部長は当該支部を統括する。副支部長はこれを補佐する。
- 第32条 支部は毎月1回支部会議を開くことを原則とする。会議の招集・運営は支部長が行う。支部長は役員会に出席し意見を述べるができる。
- 第33条 支部活動は、支部の実態に合わせて行う。但し、統制は本会則の定めに従うもの

とする。

第 34 条 支部費は、支部の実状に合わせ計上し、本部よりの補助交付は行わない。

第 6 章 表 彰

第 35 条 本会は第 4 条②項の定めにより次の表彰を行う。

- ① 照明技術賞 その年間発表された作品中より特に優秀な業績を示した照明技術に対し担当した技師及びスタッフを表彰する。
- ② 協 会 賞 本会に特に功労・功績のあった個人団体（支部を含む）を表彰する。
- ③ 伊藤幸夫賞

第 36 条 照明技術賞及び協会賞、伊藤幸夫賞の選定に関する規定を別に定める。

第 7 章 入会・会費

第 37 条 本会は第 10 条による入会手続き、会費を次の通り定める。

- ① 正会員 入会申込書 1 通 紹介者 1 人（但し正会員に限る）
会費（月額）1,800 円但し、本部会員は通信連絡費として月額 100 円加算する。
尚、満 70 歳を越えた正会員は翌年の会費から年額 8,400 円（交通災害共済保険月額 100 円を含む）とする。
- ② 維持会員 入会申込書（1 口 1,000 円）月額（1,000 円×加入口数）円。
- ③ 賛助会員 入会申込書 1 通会費（月額）500 円とする。

第 38 条 新会員の扱いは、役員会が承認した月よりその資格を得るものとし、正会員には会員証を支給する。

第 39 条 維持会員、賛助会員の会費は本部が扱うものとする。

第 8 章 共 済

第 40 条 本会の共済は、

- ① 結婚祝金及び第一子出産祝金
- ② 死亡弔慰金（本人及び妻・子・親）
- ③ 傷病に対する見舞金と、また全労済の団体共済に加入することによって死亡弔慰金と交通災害の共済を行う。

第 41 条 この共済は、正会員にのみ適用される。

第 42 条 共済に関する規定は別に定める。

第 9 章 会 計

第 43 条 本会の経費は、会費その他で賄う。支出は経理担当理事が管理する。

第 44 条 本会の年間予算の計上は、経理担当理事が作成し総会に文書で諮り承認を得る。

第 45 条 決算は、会計監査の決裁を経て総会に文書で提出し承認を得る。

第 46 条 予算の収支に大幅な変更が生じたときは役員会の承認を得なければならない。

第 47 条 交通費、食事費等、行動費の細目は別に定める。

第 48 条 本会の会計年度は毎年 5 月 1 日に始まり 4 月 30 日に終わる。

第 10 章 付 則

第 49 条 本会の解散は、総会において正会員の 3 分の 2 以上（委任状を含まず）の出席を要し、4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

第 50 条 維持会員（代表者及びそれに準ずる者）死亡の場合は、花輪一基（時価）を贈る。また役員が協会を代表して葬儀に参列する。

第 51 条 当協会に関連・関係ある個人、団体の弔慰に関しては、役員会の協議により決定する。

第 52 条 本会則の変更は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

第 53 条 本会細則及び諸規定の変更は、役員会において出席役員の 5 分の 4 以上の賛成を得る。

第 54 条 会員の退会は会長に届出る。会費納入の確認・精算と同時に会員証を本部に返納する。

第 55 条 総会、役員会の議事録、経理収支の原簿は長期保存する。

第 56 条 本会則は、昭和 34 年 4 月 制定

昭和 57 年 5 月、昭和 60 年 5 月、昭和 63 年 5 月、平成 1 年 5 月、
平成 5 年 5 月、平成 7 年 6 月、平成 13 年 7 月、平成 14 年 7 月、
平成 17 年 6 月、平成 21 年 6 月、平成 22 年 6 月、平成 30 年 6 月、
令和 2 年 6 月、令和 6 年 6 月改正、令和 8 年 6 月改正。

細 則

1. 本部事務局が運営上協力を必要とした場合、要請を受けた各支部はこれに応じなければならない。
2. 本部事務局の日常会務を次の通りとする。
 - ・月曜日～金曜日（週 5 日制）
 - ・午前 9:30 ～午後 4:30 を原則とする。
 - ・土、日、祝を休日とする。
3. 第 47 条行動費の細則交通費、食事費は実費支給。活動費は通常の場合 1 時間当り 200 円の割りで支給する。但し、総会、三役会、役員会は除く。その他の支給範囲は役員会の協議による。
4. 本細則に規定していない事項が生じたときは、役員会で審議決定する。

共済規定（第 8 章・共済第 42 条細則）

- 第 1 条 会員の結婚に際しては、祝金 1 万円を贈る。第一子誕生に際しては祝金 3 千円を贈る。
- 第 2 条 イ) 会員死亡の場合は、協会から香典 1 万円と生花を贈る。
また、会員は葬儀に参列する。及び、全労済団体生命共済規定全労済交通災害共済規定により弔慰金を贈る。
ロ) 配偶者及び子（18 歳未満）の死亡の場合は、弔慰金 1 万円と生花を贈る。
ハ) 会員の実父母及び同居の義父母の死亡の場合は、弔慰金 5 千円と生花を贈る。
二) 賛助会員死亡の場合は、役員会にて協議する。
- 第 3 条 ①会員の傷病による協会からの見舞金は次の如く贈る。
イ) 14 日以上入院 5,000 円。
ロ) 30 日以上 60 日迄 5,000 円を加算。
ハ) 上記以上日数を越えた場合は役員会の協議による。
②交通傷害の補償内容は交通災害共済の規定による。
- 第 4 条 共済の適用は、本人及び家族の申告による。支部所属の会員は、支部長の申告するものとする。
- 第 5 条 共済の申告は、共済の事実発生の日時より満 3 ケ月以内とする。期限以後は辞退したものと認める。
- 第 6 条 免責規定を次の如く定める。
イ) 会費未納の者の給付は、未納金を引いた残額を給付する。
ロ) 全労済団体生命共済と全労済交通災害共済の定款の免責規定の定めに従う。

ハ) 免責規定により弔慰金が支給されない場合は、協会より弔慰金 3 万円と生花を贈る。

第 7 条 この規定の定める以外の問題が生じた時は、理事会の協議による。
平成 7 年 6 月 9 日制定し、平成 7 年 10 月 1 日より実施する。
平成 14 年 7 月改訂。平成 20 年 6 月改訂。

照明技術賞選定規定

第 1 条 選定の目的

本規定は、会則第 6 章第 35 条の定めに基づき運営委員会、審査委員会を設け、当該年度公開された映像諸作品中から会員投票、運営委員会及び企業が推薦する候補作品を対象に照明技術に関する審査選定を行い優秀なる技術に対して表彰することを目的とする。

第 2 条 候補作品の選出

①候補作品の区分は次の 6 部門を対象とする。

- (イ) 映画部門
- (ロ) テレビドラマ部門
- (ハ) 配信部門
- (ニ) CM 部門
- (ホ) MV 部門
- (ヘ) 総合部門

(イ) 以外の部門の審査は DVD かブルーレイディスクに限る。

②候補作品 (イ) の選出は前年 12 月より当該年度 11 月までに初公開された作品を対象とする。＊期間は日本アカデミー賞協会準拠。配信及びテレビ放送は放映開始日を対象とし再放送は対象外とする。また、放送帯域は問わない。劇場公開日と配信開始日で先行公開する日程で映画部門と配信部門を分けることとする。なお、同日公開の場合は映画部門とする。

③候補作品の選出に関しては、全員の記名投票によるものとし、映画部門以外の各部門は推薦及び自己申請とする。

総合部門とは (イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) に属さない部類の作品で、主に VP、教育・記録作品や特殊映像など、賞に値する作品が出品された時点で運営委員会にて協議の上分類し、授賞時にその分野の部門名とすることが出来る。

④投票用紙は、2 月中旬まで事務局に必着のこと。

⑤候補作品の投票による選出及び推薦による選出の作品の総数は原則として次の通りとする。

- (イ) 部門…投票上位 3 作品推薦 4 作品
- (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) 部門は候補作品の数にかかわらず、技術賞運営委員会にて、予備審査を行う。
- ⑥新人照明賞候補作品の総数は原則として次の通りとする。
 - 各部門とも…投票上位 2 作品
 - 推 薦 1 作品候補作品の数にかかわらず、技術賞運営委員会にて予備審査を行う。
- ⑦候補作品に選出された作品の担当技師は原則として製作会社の同意を得て、責任をもって作品を提出する。
- ⑧候補作品は正当な理由がある場合を除き、辞退することは出来ない。

第 3 条 運営委員会

- ①運営委員会は、11 月末日までに設ける。
- ②運営委員長は技術部長が担当し、副委員長は事務局長又は、技術部理事がその任に当り、運営委員は各理事で構成する。
- ③主たる会務を次の通りとする。
 - (イ) 投票用紙作成、発送、集計の確認
 - (ロ) 投票による上位作品の選出
 - (ハ) 運営委員会による推薦作品の選出、推薦作品の理由書等の作成
 - (ニ) 企業推薦作品を得るための手続き
 - (ホ) 各部門ごとの審査委員選出
 - (ヘ) 各部門審査試写方法及び日程の作成
 - (ト) 各部門審査委員会日程の作成
 - (チ) 各部門審査投票用紙その他必要書類の作成
 - (リ) 各部門審査過程において生じる諸問題の処理
- ④運営委員会は各部門審査委員の構成を次の如く定める。その総数を 13 名以内とし、選出は 2 月末日迄に終了する。 但し候補作品の関係当事者（外部有識者も含む）は除く。
 - (イ) 運営委員会選出の審査委員は当該部門審査委員を 3 名以上とする。
- ⑤候補作品の受付は 3 月初旬で締切り、受理を確認して審査委員会に委託する。
- ⑥運営委員会の任期は授賞式の終了と共に終る。

第 4 条 審査委員会

- ①各部門ごとの審査委員会は各賞の審査選定に当り厳正且つ公平な立場を守り、全審査に対する責任を果さなければならない。
- ②各審査委員会は 3 月初旬迄に設置し、委員長 1 名、副委員長 1 名を審査委員の互選により選出する。
- ③委員長は委員会の一切を統括する。委員長事故ある場合は副委員長はその任を代行する。

④審査は3月中旬迄に終了し、委員長は各賞の選出理由を明確にした報告書を作成し、理事会に報告する義務がある。

⑤審査委員会の任期は、授賞式の終了と共に終る。

第5条 審査

①審査は第1次審査第2次審査をもって行い、討論の後、採決は記名投票とする。但し、新人賞は別途審査する。

②審査の基準を次の如く定める。

(イ) 照明技術が作品の内容の意図を十分に把握し、その表現方法に優れ、作品の成果を著しく高めていると認められる作品。

(ロ) 照明技術の表現に斬新的な技法と発想により優れた技術が認められる作品。

③第1次審査は次の要領をもって行う。

(イ) 採決は全候補作品審査試写会終了後に行うを原則とする。

(ロ) 採点法は作品名に○印をもって原則として部門別に3作品を選ぶ。但し同点は再投票を行う。

(ハ) 欠席委員の不在投票を認め加算する。但し不在投票の有効は第1次審査のみとする。

(ニ) 投票結果は得点合計の上位3作品を第2次審査の対象とする。

(ホ) 投票用紙の無記名及び3作品以外の記入は、無効とする。

(ヘ) 上位作品の得点に著しく差があるときは審査委員会の判断において、第2次審査対象作品の本数の変更ができる。

④第2次審査は次の要領をもって行う。

(イ) 審査は2/3以上の委員の出席を必要とする。

(ロ) 採点は優秀とされる作品順に、3作品を1位・2位・3位で選ぶ。1位は5点、2位は3点、3位は1点として、各作品ごとの合計点をもって判定する。但し、最優秀照明賞にするか、優秀照明賞にするかは討議をもって決める。

⑤新人照明賞の審査は次の要領をもって行う。

(イ) 審査は2/3以上の出席を必要とする。

(ロ) 採点は候補作品が1作品の場合は討議の後、過半数の賛成をもって決定する。

(ハ) 2作品以上の場合は、第5条の④の(ロ)を適用する。

(ニ) 原則として、新人照明賞は1作品とする。

⑥国籍を問わず照明担当者が日本国内での業務を主としていない場合や、海外の制作母体の作品が受賞作品に該当した場合は以下の4項目のうち3項目を満たしていれば運営委員会にて協議の上、授賞資格ありとする。

☐ 制作母体が、日本国内で主に業務を行なう企業であること。

☐ 監督・演出担当者が主に業務を行なう場が、日本国内であること。

- 撮影担当者が主に業務を行なう場が、日本国内であること。
- 照明担当者が主に業務を行なう場が、日本国内であること。

第6条 賞

賞は次の通りとする。

- (a) 最優秀照明賞……特に優れているという評価を、審査員 2/3 以上の賛同を得るもの。
- (b) 優秀照明賞……各部門に於いて最優秀賞に値する作品がない場合で優秀な技術に対し贈ることが出来る。
- (c) 新人照明賞……一部門でも、下記新人規定に該当しなくなった有経験者の他部門での優秀作品は新人賞から除外するものとする。
- (イ) 映画（劇場公開作品）原則 5 本以内とし、又は、第一回担当作品公開日から 3 年以内に公開された作品。
- (ロ) ドラマ（WEB ドラマ含む）は単発作品原則 10 本以内とし、連続ドラマ 3 クール以内、又は、第一回担当作品放送日から 3 年以内に放映・公開された作品。
- (ハ) CM・VP、MV（WEB 作品含む）は原則 10 本以内とし、又は、第一回担当作品放送日から 3 年以内に放映・公開された作品。
- (ニ) 総合部門は原則 5 本以内とし、又は、第一回担当作品放送日から 3 年以内に放映・公開された作品。
- (補足) 規定期間を経過しても「原則本数」が満たない場合は新人賞枠とする。
- (d) 特 別 賞……審査委員の 1/2 以上の同意により、次業績を認めた場合に贈ることが出来る。

この賞の名称は審査委員会が決定する。（特別賞の名称にこだわらない。）

- (イ) 特に悪条件を克服。
- (ロ) 一部の技術ではあっても創意工夫が作品への貢献度顕著なもの。
- (ハ) その他この賞の目的に合致したと認めたもの。
- (e) そ の 他……審査委員の 2/3 以上の同意によりその他の賞を贈ることが出来る。

第7条 そ の 他

- ①本規定の改正、変更は会則の定めに従うものとする。
 - ②審査開始後は各審査委員の代行補充は認めず、欠員のまま審査を継続する。
 - ③本規定に定めること以外に問題が生じたときは運営委員会が協議し役員会の承認を得る。
 - ④技師は協会員以外でも表彰対象になるが、助手は該当作品に従事した協会員のみとする。
- 昭和 60 年 10 月、昭和 62 年 1 月、昭和 63 年 6 月、平成 2 年 6 月、

平成 4 年 10 月、平成 6 年 10 月、平成 7 年 6 月、平成 8 年 10 月、
平成 10 年 9 月、平成 13 年 10 月、平成 14 年 6 月、平成 16 年 6 月、
平成 17 年 6 月、平成 19 年 6 月、平成 20 年 6 月、平成 24 年 6
月、平成 27 年 6 月、令和 5 年 6 月改正。

照明技術賞選定規定細則

第 1 条 照明技術賞選定規定

本則の第 3 条③の推薦方法を次の通りとする。

- (A) すべての部門の推薦は運営委員会が責任を負う。
- (B) 総合部門の推薦は当部門の製作会社の協力により当年中の優秀と思われる作品の推薦を要請する。
- (C) ドラマ部門の推薦はテレビ各局及び制作会社の協力により当年中の優秀と思われる作品の推薦を要請する。
- (D) CM・VP、MV 部門の推薦は、JAC の加盟各社及びその他の制作会社の協力により当年中の優秀と思われる作品の推薦を要請する。

第 2 条 本細則の改正は役員会の承認を得るものとする。

昭和 60 年 10 月、平成 2 年 6 月、平成 6 年 10 月、平成 19 年 6 月、
平成 27 年 6 月改正。

伊藤幸夫賞選定規定

第1条 この賞を、伊藤幸夫賞という。

第2条 設立趣旨及び対象

映画・TV・CM 等映像照明に従事する個人及び団体

① 照明技術に真摯に協力が続けている助手。

② かげの力となりながら映像照明の諸技術にアイデアのある開発改良を行なった個人及び団体。

③ 機関誌「映像照明」に貢献した個人。

以上,幅広い業績の中から選んで顕彰することを目的とする。

第3条 資 格

同一年度に照明協会賞と重複しないこと。(但し、40 年表彰は含まず)

第4条 運営と選考

年度毎に、会長から委託を受けた若干名の委員により公正な運営と選考を行い、受賞者の決定は役員会で決める。

第5条 表彰の費用は、伊藤幸夫基金等による。

第6条 推薦方法と選考期間

① 公募様式とする。

② 推薦理由書に出来るだけ詳細に理由を記入し、候補者の経歴書 1 通を添え、推薦締切り 1 月末日迄に協会事務局宛に送付すること。

第7条 委員会選考

2 月末日迄に終え役員会に答申する。

第8条 推薦人の資格

受賞候補者の推薦人は本協会員とする。

第9条 表 彰

役員会で承認された受賞者に、照明まつりの席上にて表彰すると共に記念品を贈る。

平成 2 年 10 月制定、平成 3 年 1 月実施、平成 21 年 6 月、平成 27 年 6 月改訂。